

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告書の提出について

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況については、廃棄物処理法（以下「法」といいます。）第12条の3第7項で提出することが定められ、毎年度のマニフェスト交付状況を次年度の6月30日までに県知事あて報告をする必要があります。

具体的には、昨年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）のマニフェスト交付状況を、今年（令和8年）の6月30日までに県に報告しなければなりません。

### 産業廃棄物管理票の交付状況報告（令和7年度分の報告）

- 1 対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 2 報告者 期間内にマニフェストを交付した事業者（二次マニフェストを含む。）
- 3 報告内容 上記期間に交付した産業廃棄物管理票に関する報告書を、排出事業場ごとに、別に定める様式により報告する。  
但し、事業場の設置が短期間であるか、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらを1事業場としてまとめて提出ができる（県内短期間事業場△箇所分）。
- 4 提出先 電子申請の場合：ふじのくに電子申請サービス  
郵送・持参の場合：管轄健康福祉センター（賀茂、東部、中部、西部）  
（但し、事業場が静岡市又は浜松市にあるときには、それぞれの事業場の所在地を管轄する市長）
- 5 報告期日 令和8年6月30日まで
- 6 詳細 記載例やFAQを盛り込んだ「産業廃棄物管理票交付等状況報告書提出の手引き」を参考にしてください。

この報告は、マニフェストを交付した全ての事業者が作成し提出する必要がありますが、電子マニフェストに加入すると、電子マニフェスト分については報告義務が無くなります。加入についてのお問い合わせは、JWNETのホームページ（<http://www.jwnet.or.jp>）または（公社）静岡県産業廃棄物協会（TEL 054-255-8285）へお願いします。

静岡県廃棄物リサイクル課のホームページへは…

静岡県廃棄物リサイクル課

検索

